



● 狂犬病予防注射を忘れずに

SDGs GOAL 3 すべての人に健康と福祉を

市では、岩手県獣医師会と協力し、狂犬病予防接種を実施します。

狂犬病予防法により、犬の飼い主には、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。この機会にぜひ受けてください。

なお、注射の際は5月上旬に送付されるハガキを必ず持参してください。

対象：生後91日以上で、本年度に予防注射を受けていない犬

料金：3,100円(狂犬病予防接種料2,550円+注射済票発行手数料550円)

※おつりが出ないようにご準備ください。

日程：表のとおり(都合の良い日時に受けてください)



| 実施日 | 受付時間 | 町名 | 会場 |
|----------|-----------------|-----|-----------------|
| 5月14日(水) | 午前9時20分～9時30分 | 矢作町 | 生出地区コミュニティセンター |
| | 午前9時50分～10時10分 | | 旧矢作町財産区事務所 |
| | 午前10時30分～10時50分 | | 下矢作地区コミュニティセンター |
| | 午前11時10分～11時25分 | 気仙町 | 今泉地区コミュニティセンター |
| | 午前11時40分～11時55分 | | 長部地区コミュニティセンター |
| 5月15日(木) | 午前9時20分～9時50分 | 横田町 | 横田地区コミュニティセンター |
| | 午前10時10分～10時40分 | 竹駒町 | 竹駒地区コミュニティセンター |
| | 午前11時00分～11時50分 | 高田町 | 市コミュニティホール |
| 5月16日(金) | 午前9時10分～9時40分 | 広田町 | 広田地区コミュニティセンター |
| | 午前10時10分～10時40分 | 小友町 | 小友地区コミュニティセンター |
| | 午前11時00分～11時40分 | 米崎町 | 上浜田構造改善センター |

※今回注射しない場合は、市から送付されるハガキを持参のうえ、動物病院で必ず狂犬病予防注射を受け、市役所で注射済票の交付を受けてください。(注射済票発行手数料550円)

※会場には、犬を確実に制止できる人が連れてきてください。

各種手続き

- ①新規に犬を飼うときは登録申請をしてください。(登録手数料3,000円)
 - ②住所や飼い主の変更、市外から転入した人は変更の届け出をしてください。(市外への転出・譲渡の手続きは、新しい所有者の住所地で届け出をしてください。)
 - ③飼い犬が死亡したときは、死亡の届け出をしてください。
- ※②③はオンライン申請が可能です。

②犬の登録事項
変更届はこちら



③犬の死亡届は
こちら



問い合わせ先 市役所まちづくり推進課生活環境係(内線123)



● 再生可能エネルギー設備の導入に対する助成を拡大します

SDGs GOAL 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

市ではこれまで、太陽光発電や木質バイオマス(ペレットストーブ、薪ストーブ)などの「新エネルギー設備」を導入する人に対し、設置費用の一部を「陸前高田地域共通商品券」で助成する取り組みを行ってきました。

昨年、環境省が実施している「脱炭素先行地域」に本市が選定されたことを受け、再生可能エネルギーの導入や、地域内経済循環とエネルギーの地産地消を進めるため、本年度から補助割合や補助上限を拡大します。なお、本年度以降の申請から、現金による補助となります。

主な内容は表のとおりです。

| | 住宅用太陽光発電システム | ペレットストーブ・薪ストーブ |
|------|--|---------------------------|
| 対象者 | 市税の滞納がなく、次のいずれにも該当する人 ①市内に住所を有するか転入予定 ②市内に新エネルギー設備を設置予定 ※設置後の申請はできません。 | |
| 対象品 | 住宅に新たに設置され、最大出力10kW未満で未使用のもの。※余剰電力を地域新電力会社へ売電できる契約を結んでいることが条件になります。 | 未使用のもの。薪ストーブは2次燃焼機能のあるもの。 |
| 助成額 | 設置費用(税抜)の3分の2以内(上限80万円) | 設置費用(税抜)の4分の3以内(上限75万円) |
| 必要書類 | ①申請書(市様式) ②カタログ、仕様書など設備の概要が分かる書類 ③位置図および現況写真 ④見積書など経費の内訳が分かる書類 | |

以上の内容は、本年度以降に設置を予定する人に限ります。設置後や着工工事契約後の申請はできません。ただし、令和2～6年度中に市の助成を受けずに新エネルギー設備を導入した人については、従前の補助を半年間延長し、9月30日(火)までの期限付きでさかのぼりによる申請を受け付けます。

補助割合や補助上限、商品券による補助の形式は、従前のままととなります。ご了承ください。

| | 住宅用太陽光発電システム(風力、水力などを含む) | ペレットストーブ・薪ストーブ |
|-----|--------------------------|-------------------------|
| 助成額 | 公称最大出力のkW当たり3万円(上限10万円) | 設置費用(税抜)の2分の1以内(上限10万円) |

問い合わせ先 市役所まちづくり推進課生活環境係(内線122)

● 森林伐採や林地開発には各種手続きが必要になります

SDGs GOAL 15 陸の豊かさも守ろう

森林を伐採、開発する際は、事前に届け出や許可申請の各種手続きが必要になります。下記①～③の内容で森林伐採や開発の計画がありましたら、事前にご相談ください。

- 内容：**①保安林以外の森林での立木の伐採
②保安林での立木の伐採や土地の形質の変更
③保安林以外の森林の1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)を超える開発行為

問い合わせ先 ①市役所農林課林政係(内線473) ②③大船渡農林振興センター ☎0192(27)9926